

皆さんの暮らしを便利に

社会保障・税番号制度

マイナンバー制度 始まります

10月以降 通知カードが届きます

平成27年10月5日(月)

日直なんぼまい



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住む全ての人に12桁の番号(共通番号)を割り当てる「マイナンバー制度」(社会保障・税番号制度)が始まります。「マイナンバー」の通知は今月から順次行われ、年明けには社会保障・税・災害対策の手続きで運用が開始されます。

そもそも…

「マイナンバー」って?

国民一人一人が持つ12桁の番号です。

マイナンバー(個人番号)

とは、平成27年10月から国民一人一人に割り当てられる「12桁の番号」です。個人が特定されないよう、住所地や生年月日など関係のない番号が割り振られます。マイナンバーは、番号が漏えいし、不正に使われるおそれがない限り、一生変更されません。法人に対しても、1法人に一つの法人番号(13桁)が指定されます。

マイナンバー(個人番号)

1234 5678 9012

12桁の番号

- ・ 住所地や生年月日とは関係のない番号
- ・ 番号は、原則として一生同じもの
- ・ 法人には13桁の法人番号を指定

マイナンバー制度が始まると
どんなメリットがあるの?

住民の利便性を高め、行政を効率化し、
公平・公正な社会を実現する社会基盤となります。

私たちの暮らしに関わる個人情報、国や地方公共団体などの機関で別々に管理されています。そこで、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)により、一人に一つ割り当てた番号を効率的に運用

することで、複数機関で管理する個人情報と同じ人の情報であることを、正確・円滑に判断できるようになります。

マイナンバー制度の導入で、
①住民の行政手続きの簡素化や負担軽減、②行政の事務処

理の効率化、③行政サービスの受給状況の正確な把握などによる公平・公正な社会の実現の3つの効果が期待されます。

●住民の利便性の向上

行政機関へ提出する添付書類が削減されるなど、手続きが簡素化され、負担軽減が図られます。また、行政機関が保有する自己の情報の確認、行政機関からのさまざまなサービスの案内を受け取ることが可能になります。

●行政の効率化

国や地方公共団体などでのさまざまな情報の照合・転記・入力などに要する時間を大幅に削減できます。さらに、複数の業務間での連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

●公平・公正な社会の実現

住民の所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、負担を不正に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止する他、本当に困っている人にきめ細やかな支援が行えるようになります。

マイナンバー制度 導入のメリット

1 住民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に



2 行政の効率化

手続きが正確で早くなる

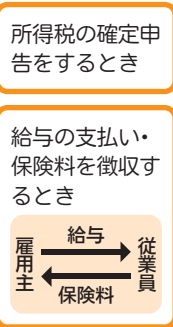


3 公正・公平な社会の実現

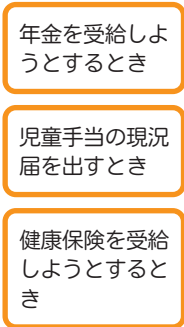
給付金などの不正受給の防止

マイナンバーはいつ必要になるの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。



マイナンバーが必要な手続き【例】



マイナンバーを記載した書類を提出する際は、通知カードなどマイナンバーが正しく記載されていることの確認書類および運転免許証などの本人確認書類を用意する必要があります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の中でも、法律や条例で定められた手続きにしか使えません。

制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所地に通知

- ・市内に住民票を有する人にマイナンバーが通知されます。
- ・世帯ごとに世帯全員の通知カードが送付されます。
- ・個人番号カードの申請が開始されます。



平成28年1月

マイナンバーの利用開始

- ・年金、医療保障、雇用保険などの社会保障や税の手続き、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。
- ・個人番号カードの交付が始まります。



平成29年1月 予定

「マイナポータル」が開始予定

- ・マイナンバーを含む自分の個人情報を、「いつ」「誰が」「なぜ」提供したのかなどをインターネット上で確認することが可能な「マイナポータル」の運用が始まります。



平成29年7月 予定

地方公共団体を含めた情報連携

- ・国と地方公共団体、地方公共団体と地方公共団体間での情報連携が始まります(国機関間では先立って1月開始予定)。

